

平成29年度税制改正 ～積立NISAの創設～

平成29年度税制改正により、積立NISAの制度が創設されました。
その改正内容についてお知らせいたします。

積立NISAの創設

- 現行のNISA（少額投資非課税制度）に加え、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAが創設
- 投資総額は最大で800万円（40万円×20年）
- 現行NISAと選択適用

「NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました。

(1) 非課税累積投資契約（注1）に係る非課税措置（積立NISA）が次のように創設され、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（現行NISA）といずれかを選択して適用できることとされました。

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座に累積投資勘定（注2）を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべきその累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもので、信託契約期間等について一定の要件を満たすものに限ります。）の配当等（その金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限ります。）については、所得税を課さないこととされました。

ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間にその累積投資勘定に係る上場等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととされました。

また、その上場等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなすこととされました。

「非課税累積投資契約」とは・・・

上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（その居住者等が、一定額の上場等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、その金融商品取引業者等に買付けの委託等をするを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいいます。）により取得した上場等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、一定の事項が定められているものをいいます。

「累積投資勘定」とは・・・

非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、一定の要件を満たすものをいいます。

(2) 他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、その非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に新たに設けられた非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、その移管に係る払出し時の金額の上限額を撤廃することとされました。

（注） この改正は、「ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」における未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定への上場株式等の移管についても同様です。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成29年10月1日以後に累積投資勘定の設定に係る手続きを行い、平成30年1月1日以後に設定された累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託について適用されます。

< 積立NISAと現行NISAの対比 >

	積立NISA	現行NISA
開設者（対象者）	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等	
投資対象商品	上場等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
毎年の投資上限額	40万円	120万円 (平成26、27年は100万円)
非課税期間	20年間	5年間
口座開設可能期間	平成30年～平成49年(20年間)	平成26年～平成35年(10年間)
投資方法	定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
金融商品取引業者等の変更	年分ごとに変更可能	